

○学校法人久留米工業大学評議員報酬規程

(令和7年4月1日 制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人久留米工業大学寄附行為第59条の規定に基づき、学校法人久留米工業大学評議員の報酬について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は、次の各号のとおりとする。

- (1) 評議員には、評議員会又は本法人の招集する会議等で業務を行った場合、1日につき15,000円(源泉徴収後額)を支給する。
- (2) 評議員会の議長には、議長手当として10,000円(源泉徴収後額)を前号の額に加算して支給する。
- (3) 学内評議員には、前2号に定める報酬は支給しない。

2 評議員には、退職金は支給しない。

(支給方法)

第3条 前条の報酬は、会議等が開催された月の翌月末までに口座振り込みにより行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。